

令和6年第1回 土浦市農業委員会総会議事録

1 開会の日時および場所

令和6年1月17日(水) 午後2時
土浦市役所農業委員会室

2 議事日程

- 報告第1号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について
報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第1号 農地法第3条の許可申請に対する審議について
議案第2号 農地法第4条の許可申請に対する審議について
議案第3号 農地法第5条の許可申請に対する審議について
議案第4号 農業振興地域整備計画変更に関する意見について
議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の農用地利用集積等促進計画案の作成について

3 出席した委員

1番 下村 幸男	2番 大和田 一夫	3番 山口 貴士
4番 萩島 一郎	5番 飯塚 利之	6番 浅野 均
7番 塙 佳樹	8番 柴沼 栄	10番 飯島 栄
11番 川村 剛久	12番 岩瀬 守	

4 欠席委員

9番 菅谷 幸治

5 説明のため出席した者

事務局長 坂本 直親	農地係長 室町 直宏	主任 中村 裕一
主事 小岩 友義	主事 青木 祐哉	

6 総会の大要 午後3時45分閉会

議 長	<p>只今、出席委員は11名で、欠席委員は1名 菅谷委員になります。よって、出席者が委員の過半数を超えましたので総会は成立いたしました。</p> <p>これより、令和6年第1回土浦市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、4番 萩島委員、8番 柴沼委員、以上2名の方を指名いたします。</p> <p>審議に入る前に申し上げます。土浦市農業委員会会議規則第14条により、総会は公開することになっております。発言の際は、個人情報に関する事項として住所・氏名・土地の所在等については発言しないようお願いいたします。</p> <p>なお、発言の際は挙手のうえ、指名されてから、ご起立して質問をお願いいたします。</p> <p>また、「農業委員会等に関する法律」第31条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、事前に退席をお願いいたします。</p> <p>なお、退席後、次の議事に入る前には、入室の確認をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>報告第1号「農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。</p>
事 務 局	<p>(報告第1号について議案書のとおり報告)</p>
議 長	<p>只今の報告について、質問はございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしということで、報告第1号については原案通りといたします。</p> <p>次に、報告第2号「農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。</p>
事 務 局	<p>(報告第2号について議案書のとおり報告)</p>
議 長	<p>只今の報告について、質問はございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしということで、報告第2号については原案通りといたします。</p> <p>次に、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を事務局から説明願います。</p>

事務局	(報告第3号について議案書のとおり報告)
議長	只今の報告について、質問はございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしということで、報告第3号については原案通りといたします。 それでは議案に入ります。 議案第1号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」を上程いたします。申請番号1番から2番を、6番 浅野委員から説明をお願いします。
浅野委員	6番 浅野です。議案第1号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」の、申請番号1番から2番を説明いたします。去る1月10日、大和田委員、飯島委員、私と事務局2名で調査を行いました。 1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、田3筆 967 m ² です。申請事由は農業経営の規模拡大を図るため、売買による所有権移転です。作付予定は水稻です。受人は元農業委員であり、現在農地利用最適化推進委員です。経営も安定しており、調査委員の意見としましては、許可相当と判断しました。 2番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、田1筆 1,109 m ² です。申請地は道路付きが良く、農機具の搬入および栽培した作物の運搬作業が容易であるため、売買による所有権移転です。作付予定は蔬菜です。現地調査で農機具の確認が出来ませんでした。また、以前取得した農地の確認をしましたが何ヶ所か荒廃していて畑として使える状況ではありませんでした。また、野菜を作るといいますが、現況が畑の農地を購入するのが適当と考え、調査委員の意見としましては、不許可相当と判断しました。 委員の皆様のご更なるご審議をお願いいたします。
議長	只今、浅野委員から説明がありました。この件につきまして質問ございませんか。 事務局から申請番号1番について、先月の流れからどのようになったのか説明をお願いします。
事務局	農地中間管理機構の特例事業は、農林振興公社(中間管理機構)を通じた売買です。これに関しては、3条届出をして渡人から受人である農林振興公社(中間管理機構)に所有権移転をします。続いて農林振興公社(中間管理機構)が渡人として3条許可申請をします。所有権登記の関係で届出から許可申請まで1ヶ月ぐらいかかるので、先月3条届出がありました。月をまたいでの申請になります。
議長	登記をしなくてはいけないということですね。登記の話をしてください。
事務局	3条届出により農林振興公社(中間管理機構)に所有権移転登記をしま

	<p>す。その後、農林振興公社（中間管理機構）から許可申請をしまして許可になった場合、農林振興公社（中間管理機構）から受人である農業者の方に所有権移転をするという流れです。</p>
議 長	<p>受人の方も何回かやっていますが登記のことはわかっていませんでした。受人は絡まないで農林振興公社（中間管理機構）が登記をします。後で完了書がくるだけだと思います。タイムラグが出るということでご承知おきいただければと思います。</p> <p>その他、ご質問はございませんか。</p>
岩瀬委員	<p>申請番号2番ですが、受人の方はおいくつですか。</p>
事務局	<p>81歳です。</p>
議 長	<p>その他、ご質問はございませんか。</p> <p>（異議なしの声あり）</p>
議 長	<p>異議なしということで、議案第1号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」は、申請番号1番は許可、2番は不許可とすることに決めます。</p>
柴沼委員	<p>様式が変わる前は年齢が載っていました。年齢も入れてもらった方が良いと思います。</p>
事務局	<p>記載させていただきます。3条だけでよろしいですか。3条申請書には年齢の欄がありますが、4条 5条申請書には年齢記入欄がありません。</p>
柴沼委員	<p>年齢を求めることは出来ないのですか。</p>
事務局	<p>国の様式に則ってそれに応じています。3条だけを記載させていただきます。</p>
議 長	<p>4、5条は転用ですので、3条のみ記載するということがいかがですか。よろしければ3条は年齢を記載するというご要望だと思います。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第4条の許可申請に対する審議について」を上程いたします。申請番号1番を、6番 浅野委員から説明をお願いします。</p>
浅野委員	<p>6番 浅野です。議案第2号「農地法第4条の許可申請に対する審議について」を説明いたします。去る1月10日、大和田委員、飯島委員、私と事務局2名で調査を行いました。</p> <p>1番、申請人、申請地は議案書記載のとおりで、畑1筆402㎡です。申請地に農業用倉庫を新築したいという転用事由です。申請人は1年前に農地を</p>

	購入しています。確認したところ、農地は手入れしてあり耕作している形跡もありますので不許可にする理由もないということから、調査委員の意見としましては、許可相当と判断しました。委員の皆様の更なるご審議をお願いいたします。
議 長	只今、浅野委員から説明がありました。この件につきまして質問ございませんか。
埜 委 員	何を作っていますか。
浅野委員	手前の方はロータリーをかけてあって、先の方は野菜が見えました。大きく耕作している感じではないです。
柴 沼 委 員	1年前の関係資料が、どのように営農するのか本人が作って提出した資料があると思います。出してもらっていいですか。 前回、農家住宅として都市計画法の協議が別途必要だということで協議中だということでした。それが終わり、申請があがってくるということでしたが、農業用倉庫として申請がありましたが、このあたりの経過を説明してもらってもいいですか。建築指導課では許可が出なかったのですか。
事 務 局	おそらく、建築指導課の方で許可が出なかったと思います。
柴 沼 委 員	一緒に協議しながら進めてはという話が出ましたよね。情報交換はしてないのですか。
事 務 局	特にはないです。申請があがってくれば確認はします。今回は農業用倉庫で申請がありましたので。
柴 沼 委 員	建築指導課では、農家住宅としての許可は出なかったということですか。
飯 塚 委 員	農家住宅は農家住宅として建築指導課で止まっているということですか。
事 務 局	それは無いです。
飯 塚 委 員	それは無くなったのですね。
山 口 委 員	今回新たに農業用倉庫を建築したいと申請してきましたが、建築指導課の方で農業用倉庫ならいいというのがあるのですか。
事 務 局	農家住宅の申請は、結局取下げという形になりました。
柴 沼 委 員	農業委員会には無くても都市計画法がらみで建築指導課には出たのでしょうか。

飯塚委員	農家住宅の件は無くなっているのでしょうか。農業用倉庫は、建築指導課は関係ないですね。
事務局	そうです。改めて申請してきましたので。農家住宅の許可見込みが無くなったので農業用倉庫になりました。
柴沼委員	関係課とのやり取りをきちんと整理しておかないと、説明出来なくなるので。要するに、農家住宅が建てられないのがわかったので農業用倉庫で申請してきたのですね。建築指導課は関係なし、開発行為との絡みは無いと。農地法だけの問題にしたいと。備考の都市計画法は関係ないのではないですか。
事務局	今回は60条証明ということで都市計画法と記載しました。
柴沼委員	これはクリアしたということですか。
事務局	はいそうです。
議長	建物を建てる時、坪数があると結局建築指導課に出しますよね。そこで判断してもらえないのでしょうか。
萩島委員	当初、色々と相談を受けていた立場として今回の申請は相談とかはありませんでした。ハウスを建てたいと許可が出た所にはハウスは建っていません。露地野菜にシフトしている形なので、断念したのか建ててないのかは分かりませんが、計画変更があっても問題は無いのですか。
議長	営農計画に沿ってやっていくでしょうけれど、計画の変更に対して後からの指導は無いですね。畑としてやっている状態であれば農地としてみなすでしょうけれど、営農計画通りいってないというのは確かですね。
萩島委員	資材が上がってしまって施設にしたら元が取れないとわかった等、言い訳はあると思います。なので、露地野菜でやるとか、実際カフェを経営しているのでそこで提供していると言われるとそういうこともあると思います。危惧するところはあると思います。
議長	営農計画に沿ってやっているでしょうけれど、事情もあって露地野菜に変更しているのもダメだとは言えませんし、現状荒らしているわけでもありませんし、畑として使っているということなので、いかがですか。農業用倉庫ということ。
柴沼委員	そのような形になったとしても、4条許可は条件を付けられますよね。提出した営農計画があるのだからそれに基づいてやって欲しいと条件を付けて

	許可した方が良いと思います。
議 長	営農計画に基づいてやってもらうか、途中で変更があったなら新たな営農計画を出して頂くことを条件としてという形で大丈夫でしょうか。
事 務 局	5年先までの計画書は頂いております。サツマイモとリーフレタスを規模拡大させながらやっていくという計画です。
萩 島 委 員	今回提出されたのですか。
事 務 局	計画も変わっていたので提出してもらいました。
萩 島 委 員	計画書の変更が出たということですか。
事 務 局	はい。
議 長	その他、質問はございますか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしということで、議案第2号「農地法第4条の許可申請に対する審議について」は、許可することに決めます。 次に、議案第3号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」を上程いたします。申請番号1番から3番を、2番 大和田委員から説明をお願いします。
大和田委員	2番 大和田です。議案第3号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」の申請番号1番から3番を説明いたします。去る1月10日、浅野委員、飯島委員、私と事務局2名で調査を行いました。 1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆 883 m ² で、転用事由は、申請地に駐車場を新設したい、売買による所有権移転です。農地区分は第2種農地です。 2番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。田1筆 348 m ² 畑1筆 330 m ² 、合計 678 m ² で、転用事由は、申請地に太陽光発電設備を設置したい、売買による所有権移転です。農地区分は第2種農地です。現在は耕作放棄地になっています。 3番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆 214 m ² で、転用事由は、申請地に自己用住宅を建築したい、売買による所有権移転です。農地区分は第3種農地です。 1番から3番について、調査委員の意見としましては許可相当と判断しました。委員の皆様の更なるご審議をお願いいたします。
議 長	只今、大和田委員から説明がありました。この件につきまして質問ござい

	<p>ませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしということで、議案第3号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」は、1番から3番は許可することに決めます。</p> <p>次に、議案第4号「農業振興地域整備計画変更に関する意見について」を上程いたします。10番 飯島委員から説明をお願いします。</p>
飯島委員	<p>10番 飯島です。議案第4号「農業振興地域整備計画変更に関する意見について」を説明いたします。去る1月10日、大和田委員、浅野委員、私と事務局2名で調査を行いました。</p> <p>除外の理由は、申請者は米穀商を営んでおり、米穀取扱いの規模拡大、倉庫の新設に伴い、これまで使用していた駐車場のスペースがなくなってしまうため、商店所有の車両及び従業員用駐車場として除外したいということです。「やむを得ない」という農林水産課の意見書が出ています。調査委員の意見としましても問題は無いと判断しました。</p> <p>委員の皆様のご更なるご審議をお願いいたします</p>
議 長	<p>只今、飯島委員から説明がありました。この件につきまして質問等ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしということで、議案第4号「農業振興地域整備計画変更に関する意見について」は、立地基準に該当するため、農用地域内から除外することについては問題ないと意見することに決しました。</p> <p>次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の農用地利用集積等促進計画案の作成について」を上程いたします。</p> <p>審議に入る前に、大和田委員、柴沼委員は「農業委員会等に関する法律」第31条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、退席をお願いいたします。</p> <p>(大和田委員、柴沼委員一時退席)</p>
議 長	<p>それでは事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の農用地利用集積等促進計画案の作成について」を説明いたします。今月は27件で、すべて中間管理機構を通しての新規設定になります。</p> <p>詳細につきましては、議案書記載のとおりです。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>

議	長	<p>只今、事務局から説明がありました。この件につきまして質問ございませんか。</p>
		<p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしということで、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の農用地利用集積等促進計画案の作成について」は承認することに決めます。</p>
		<p>大和田委員、柴沼委員の入室確認をお願いします。</p>
		<p>(大和田委員、柴沼委員入室確認)</p>
事務局		<p>1月の協議について「農地利用最適化について」です。皆様ご存じのとおり、遊休農地が増加し耕作可能な農地が減少している状況にあります。昨年農地法の改正がございまして、中間管理機構を通した利用権のみとなっております。中間管理機構が引き受けてくれない農地もあります。そのようなことを踏まえて農地利用最適化についての協議を皆様をお願いしたいと思います。</p>
		<p>まず、添付資料の説明をさせていただきます。グラフをご覧ください。平成30年度から令和4年度の5年間の棒グラフになっております。農地の推移ということで、非農地判断により農地法上の農地面積が減少している状況にございます。黄色の部分、令和2年度は若干増加していますが耕作可能な農地が少しずつ減少している状況にあります。もう一つの資料は、新治地区の目標地図に関する資料です。11月に打ち合わせ会がございまして、担い手の状況を皆様からお聞きしたものを表にしたものでございます。10年後の担い手がこちらの表になっていまして、横棒が入っている所は担い手がいない状況になっています。いない地区に対してどうすればいいかなど協議いただければと思います。</p>
		<p>今後の打ち合わせ会の予定ですが、土浦北地区は明日と明後日を予定しています。穴塚、粕毛周辺と、常名です。土浦南地区は2月を予定していただき、上大津地区は3月を予定しております。</p>
		<p>農地利用の最適化について協議事項が3つございます。1番耕作可能な農地をどのように維持していくか、2番中間管理機構が利用権を設定しない農地の救済について、3番目標地図の素案についてです。協議についてよろしくをお願いします。</p>
議	長	<p>協議内容に関しまして、1番耕作可能な農地をどのように維持していくかについて、2番中間管理機構が利用権を設定しない農地の救済について、3番目標地図の素案についてです。私の方の地区でも作物を耕作している農地は点々としています。ただ耕しているだけという農地が増えてきています。再生してくれる人がいればいいですが、なかなかいない状況になってきています。1番、2番に関して何か案があればご意見をいただきたいと思っております。よろしくをお願いしたいと思います。</p>

柴沼委員	令和2年度が増えたのはどのような理由ですか。
事務局	利用状況調査において1年に1回農地を確認しています。調査の際にGPS機能付きのタブレット端末を2年度に導入しまして、調査変更に伴い正確に情報を把握できたことが原因になるかとみています。
柴沼委員	元々はどのように調査していましたか。
事務局	紙の地図を使っていました。
柴沼委員	これを正しい情報だと考えればいいわけですね。
事務局	そうです。
柴沼委員	耕作可能な農地の田と畑の割合はどのぐらいですか。
事務局	今すぐには出せないのですが、確認します。
飯塚委員	第1種農地とかはわかりますか。農地と言われている筆、すべて入っていますよね。第1種でも荒れているところもありうるわけですよね。細かいところも調べないと、というのが研修の話だったので。
萩島委員	データとしては持っていますよね。細かく提示してもらうことは可能ですか。
事務局	農地区分については難しいです。田畑なら調べます。
飯塚委員	第1種農地の荒れている所を知りたいです。
萩島委員	目標地図の素案というのは、担い手に聞き取りされたのですか。
事務局	新治地区で打ち合わせ会をやりまして、情報をいただきました。
萩島委員	今回は水田だけですか。
事務局	そうです。
飯塚委員	これはあくまで実際にやっている大きい農家さんと農業委員会と事務局だけで、多くの他の農家さんには聞いていないです。26日に農林水産課が地域計画について意見を求める話があります。土地改良区とかもやるだろうと、そうすると調整も何もなくてやってしまって、これを勝手に決めちゃうと「俺は何で入っていないんだ。」という話になると意見が出ました。区長さん

	<p>や農政協力委員の方にも参加してもらって、どこまで細かくやるのか、実際の担い手の名簿は200何十人もいるわけですから。今度の農林水産課の方は担い手にも話がいていると思いますけれど。委員会だけでやれる話ではないです。当然、地主さんにも聞かなくてはいけない話ですから。</p> <p>この前の研修会の報告はいいのですか。</p> <p>蛇足ですが、萩島委員と私は農協の寄り合いの中で、耕作放棄地をきれいにしてそれを還元するというをやっています。農業委員会でやればよかったのですが。</p>
柴沼委員	<p>地元の入り方みたいなものは。</p>
事務局	<p>農業委員会の方は担い手だけです。</p>
柴沼委員	<p>農業委員会は目標地図を作るために、担い手だけに声を掛けているわけですね。その後、農林水産課がどのようにしているのかは聞いていないのですか。</p>
事務局	<p>農林水産課は、農家組合の人や認定農業者など幅広く呼んでいます。</p>
柴沼委員	<p>どのような日程でやるかは発表してないですか。</p>
事務局	<p>新治地区に関しては26日と聞いています。目標地図が出来ないと、耕作可能な農地をどのように維持していくかということが出来ません。1番、2番に関してはデータがないと議論が出来ません。</p>
飯塚委員	<p>今、言われている話と研修会の話であまりにも差があるのでわからなくなっています。</p>
柴沼委員	<p>私は明日と明後日いきますが、他の地区は他の委員さんに連絡してあるのですか。</p>
事務局	<p>細かいところを決めてないところもあるので、そこはこれからです。新治地区と土浦北地区までです。</p>
柴沼委員	<p>工程表か何か作ってもらって、どのように進めて行くのかが分かっているといいのですが。</p>
議長	<p>私の地区はまだやっていないので、どのように動いているか把握できていません。1回やってわかっている人はいいですが、うわべしかわかりません。目標地図となっていますが、全員が1回会議をやってみないとわからないですよ。1番2番に関しては目標地図も絡んできますので、相対でやっていてぬけているものは地図に入りませんよね。</p>

飯塚委員	それを個別に聞いて回るしかないと話をしています。
事務局	それはどこの事業なのですか。
飯塚委員	ひたちなかです。
事務局	農業会議のお話は大きさに作っているの、そこまではやれると思っ たので。
飯塚委員	その話がおかしいと思います。あんなこと言われたら。
事務局	法律化されたということで制度の説明をさせていただくと、農業委員会 が素案作りです。この地区は誰さんがいいのではないかと素案だけ作っ て下さいと。それを基に市の方で色分けをしてください。この人だったらこの 辺にまとめた方がいいかなど、そのような役割分担が法律上なっています。 新治地区において打ち合わせ会を行いました、担い手で10年後誰がいる かわからない、耕作出来るかわからない、最初から先が行き詰まる話で、ど この地区も一緒だと思います。中間管理機構を通さない貸し借りは農業委員 会で把握しようがないです。把握しようがないのに国は地図を作れと言っ ていると個別のローラー作戦しかないです。地図を作って何なんだと事務方も みんな思っています。地図通りいかないじゃないですか。耕作者も減って いますし、他の方に来ていただくしかないですよ。10年後その方もわから ないですよ。
飯塚委員	資料を作るための作業にしか思えないです。補助金が絡んでいるので、や らないとは言わないでくださいというのが中間管理機構です。地域計画を作 っていないと入れない。200何人の担い手はいるけれど地域計画には入れ ないのか、補助金はもらえないのかとなってしまいますよね。
埴委員	令和7年3月までには地域計画を作らなければならないのでしょ。それ がなければいろいろな補助を土浦市内の農業者が使えなくなってしまいま す。地域計画を作るための目標地図の素案を農業委員会で作れと、素案が出 来ないと地域計画までもっていけないので目標地図の作成を急いでいるわけ ですよ。実態がどうか把握しなければなりません、不可能だし10年も誰 が残っているのか、皆さんどうにもならなくなっているような状況だと思 います。
萩島委員	あくまで目標地図ですよ。途中変わることもあるじゃないですか。今の 段階で目標を作ってくれということだから、厳密に作り上げる必要はないで しょう。
飯塚委員	地域計画に入っていない農家さんは補助金が使えなくなるのかと。

萩島委員	地域計画に入っていない農家さんはどのような農家さんですか。
事務局	<p>目標地図の流れに関してうまく伝わっていなかったところもあるのですが、目標地図素案づくりに関しては地区において広くやっている主要農業者の方に集まってもらっています。たくさんいると話がまとまらなくなるので何十町歩もやっている農業者，農業委員，推進委員の方に集まってもらって大枠のたたき台を作るため，打ち合わせ会を始めています。認定農業者に関して今回入っていないからダメということではなく，次の段階として農林水産課が地域計画を立てるにあたって幅広く呼ぶことになっています。農業委員，認定農業者，農家組合の方を呼んで更にきめ細かく地域計画を作成していくこととなります。まず，農業委員会が地図ごとに目標地図素案のための打ち合わせ会を行い，その後農林水産課が地域計画の会議を開催するという流れになります。</p>
議長	<p>それでは，1番から3番まであるわけですが，3番をメインとしまして1番2番を含めながら考えていただいて，この場で意見を出してくださいと言ってもなかなか難しいでしょうから，今後目標地図も地域ごとに始まってきますのでそれを考えながら1番2番を把握していく，仲介していく，意見とかあれば考えてきていただくということで，どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>以上で，令和6年第1回総会の全議案を終了しました。慎重なるご審議ありがとうございました。</p>

令和6年1月17日

議長

署名人

4番

8番